

受託研究人件費単価規程

三州産業株式会社

第1条（目的）

本規程は、三州産業株式会社（以下「当社」という。）が国、地方公共団体、大学その他の機関から受託する研究開発事業及び委託事業（以下「受託事業」という。）において計上する人件費単価の算定方法を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

本規程は、当社が実施する以下の事業に適用する。

1. 国の委託研究
2. 補助事業
3. 共同研究
4. 技術開発受託事業

第3条（受託単価）

1. 受託事業において計上する人件費単価（以下「受託単価」という。）は、受託事業に従事する者の職級に応じて別表に定める。
2. 受託単価には以下の費用を含むものとする。
 - (1) 給与
 - (2) 賞与
 - (3) 法定福利費
 - (4) 間接管理費
 - (5) 企業運営に必要な経費

第4条（受託単価）

受託単価は以下のとおりとする。

職級	時間単価（円／時間）
役員	9,000
部長・次長	6,000
課長・主任	5,000
一般	4,000

※単価は当社の平均人件費、法定福利費及び研究管理費を基準として設定する。

第5条（人件費計上）

受託事業における人件費は次の式により算出する。

人件費 = 受託単価 × 従事時間

第6条（従事時間管理）

受託事業の従事時間は次の資料により管理する。

1. 勤怠管理記録
2. 作業日誌
3. 研究従事時間管理表

第7条（単価の見直し）

受託単価は人件費水準の変動等を踏まえ、必要に応じて見直す。

第8条（規程の改廃）

本規程の改廃は代表取締役の承認により行う。

附則

本規程は 令和 8 年 / 月 5 日より施行する。